

宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく規制区域（案）に係る意見募集

1 概要

令和3年7月に発生した静岡県熱海市における土石流災害等を踏まえ、盛土等に伴う災害の防止を目的として、宅地、農地、森林等の用途にかかわらず、危険な盛土等を包括的に規制するため、従来の宅地造成等規制法が抜本的に改正され、「宅地造成及び特定盛土等規制法」（通称「盛土規制法」）が令和5年5月26日に施行されました。

県では、盛土規制法に基づく規制区域の指定に向けた準備を進めており、このたび、規制区域（案）を作成しました（盛岡市（中核市）を除く。）。

なお、規制区域を指定すると、工事主は、盛土等を法に定める技術基準に基づき、あらかじめ知事の許可を受ける必要があります。また、知事は、不法・危険盛土等への改善命令・監督処分等を行うことができます。

2 規制区域の考え方

(1) 規制区域の指定

盛土等の崩落により人家等に被害を及ぼしうるエリアが規制区域に指定されます。

(2) 規制区域の範囲

全域が宅地造成等工事規制区域

又は特定盛土等規制区域になります。



3 規制区域指定予定日

令和7年5月23日（金）

4 地域説明会の開催

県民の皆様からの個別の御相談にお応えするため、次の日程・会場において地域説明会を開催します。

開催日時	会場
令和6年10月29日（火）18時00分～19時00分	奥州地区合同庁舎分庁舎3階大会議室
令和6年10月31日（木）18時00分～19時00分	釜石地区合同庁舎4階大会議室
令和6年11月5日（火）18時00分～19時00分	久慈地区合同庁舎6階大会議室
令和6年11月7日（木）18時00分～19時00分	盛岡地区合同庁舎8階大会議室

〔(都市計画課) HP〕



〔盛土規制法総合窓口〕



5 意見募集の方法等

(1) 意見を募集する事業

盛土規制法の規制区域（案）

(2) 資料の閲覧場所及び入手方法

閲覧場所：県庁行政情報センター、各地区合同庁舎行政情報サブセンター、県庁県民室、
県立図書館

資料入手：県庁行政情報センター、各地区合同庁舎行政情報サブセンター

※ ホームページからも閲覧、入手可能です。

(3) 意見募集の期間と提出方法

ア 募集期間 令和6年10月28日（月）から11月27日（水）まで

イ 提出方法

「意見提出用紙」に住所、氏名（団体、企業の場合はその名称及び氏名）、連絡先を明記し、郵送、ファクス、電子メールのいずれかの方法で、次のあて先にお送りください。

(4) 御意見の提出先

ア 郵送の場合 〒020-8570 岩手県県土整備部都市計画課
(郵便番号のみで届きますので、県庁の住所の記載は不要です。)

イ ファクスの場合 019-629-9137

ウ 電子メールの場合 AG0007@pref.iwate.jp

※ 電話による御意見の受付は対応しかねますので、御了承願います。

(5) 意見の取扱い

- ・ 提出いただいたご意見については、区域指定の参考にさせていただきます。また、御意見に対する県の考え方とともに、プライバシーの保護に十分配慮したうえで公表します。なお、類似している御意見は、集約させていただきます。
- ・ 御意見に対し、個別には回答いたしませんので、あらかじめ御了承願います。
- ・ お知らせいただいた個人情報については、盛土規制法の規制区域（案）のみで利用し、第三者に提供することはありません。